

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 23 年 6 月 30 日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新潟サティ
所在地 新潟市西区小新南 2 丁目 1 番 10 号
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
・イオンリテール株式会社
(変更前) 午前 9 時 00 分 (ただし年間 60 日は午前 8 時 00 分)
(変更後) 午前 9 時 00 分 (ただし年間 150 日は午前 8 時 00 分)
 - (2)来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時 00 分から午後 11 時 30 分まで
(ただし年間 60 日は午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで)
(変更後) 午前 8 時 00 分から午後 11 時 30 分まで
(ただし年間 150 日は午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで)
 - (3)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
(変更後) 午前 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 3 変更を予定する年月日
平成 23 年 7 月 1 日
- 4 変更しようとする理由
営業計画を変更するため。
- 5 届出年月日
平成 23 年 6 月 17 日
- 6 縦覧場所
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

平成 23 年 6 月 30 日から平成 23 年 10 月 30 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp